

伊藤マンション管理士事務所通信

2021年(令和3年)9月25日
第00080号(隔月発行)

編集/発行者: 伊藤マンション管理士事務所
住所: 神奈川県相模原市南区旭町 15-33-710
電話: 042-851-5056
URL: <https://www.ito-mankan.com/>

予防対策「特別の影響」に該当

「コロナ」理由に 専有部修繕不承認

組合側の異議認めず

8/16 大阪地裁決定

新型コロナウイルス感染症予防対策を理由に専有部リフォームの申請を受理しない方針を設けた管理組合に対し、リフォームを申請した法人区分所有者が工事実施の承諾を求めた仮処分事件で大阪地裁は8月16日、管理組合の異議申し立てを認めず、7月14日付の仮処分決定を許可する決定をした。能宗美和裁判官は「理事会決議による工事申請の不受理方針は無効」などとする一方、管理組合が取ったコロナ対策は「実効性の高い感染対策である」と認められない」と言及している。

決定文によれば、専有部の修繕等に関する細則そのものは、管理規約に反しない場合は「正当な理由がない限り、その工事の許可をしななければならない」と定められている」と認定。

うした場所で「工事業者」と指摘した。者と居住者が「すれ違ったり乗り合わせたりすることが感染リスクの高い行為は、立ち入りを制限する」と指摘。

管理組合側は、臨時総会では「従来の取り扱いに変更を加えるものではなかった。議案に係る対象者は全区分所有者であり、一部の区分所有者の権利」に影響するものである」と指摘。

住宅業者の申し立てを認めた7月の「原決定は相当である」と結論付けた。(マンション管理新聞1179号)

細則は総会決議を得ている点から「理事会の単独の決定または理事会の決議により、細則を変更することはできない」として、2020年5月の「理事会による本件予防対策の決定は無効である」と判断した。

「指定業者以外の工事関係者によるマンションの立ち入り制限」については疑問を投げ掛けた。まず、このマンションは開放廊下型のため「密閉空間となる可能性はあるのはエレベーターや建物玄関部分」とし、そ

「管理計画認定制度」の認定を受けたマンション、また管理協が創設予定の「マンション管理適正評価制度」で評価を受けたマンションにおける優遇措置を提示している。対象区分所有者の固定資産税の優遇などを求めた。

なるイメージだ。「専有部分リフォーム」は、管理計画認定制度の認定マンション、また認定を受けられなくても同評価制度で評価を受け情報公開したマンションに対する支援策、要望では金利優遇などにより「認定制度および評価制度への登録をするための合意形成の一助になり、管理状況の向上にもつながる」としている。

「EB」活用周知の検討求める

適正管理の 確保へ要望

国交相宛てに提出 管理協

一般社団法人マンション管理業協会(管理協、岡本潮理事務局長)は8月26日、要望に改めている。EBの活用に関する周知、現場での電子マネーの普及促進の周知などを盛り込んだ。要望ではまず、2022年4月のスタートが見込まれる

大規模 修繕

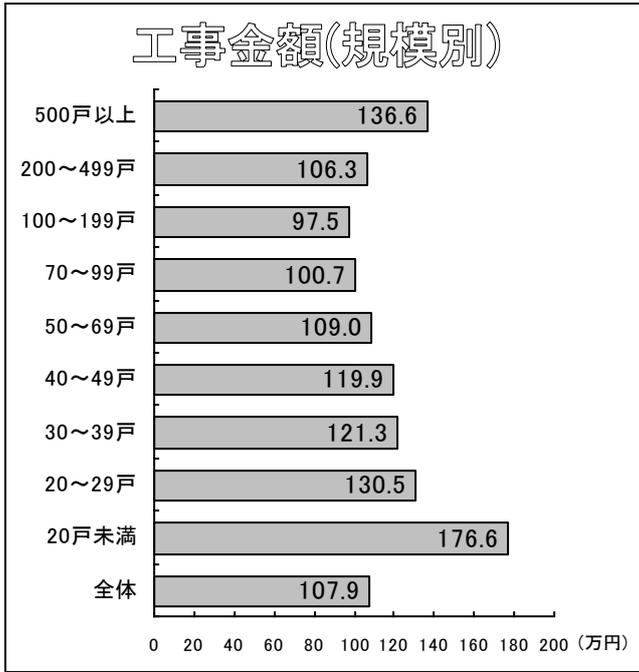
二戸当たり平均 107.9 万円

共用・専有部分 リフォーム調査 回数別では 1 回目 が 最高

REPCO

大規模修繕工事金額、戸当たり平均で約 108 万円。一般社団法人マンションリフォーム推進協議会 (REPCO) が 8 月にまとめた『2020 年度マンションリフォーム工事調査』で、こんなデータが示されている。規模別では「20 戸未満」が約 177 万円、階数別では「20 階以上」が約 121 万円でも高かった。

調査は共用部・専有部の工事が対象。1 のうち賃貸マンションが 37 件の割合がある。所在が最も多く 59.9% の 1 都 3 県が、愛知に上った。「元請けたことが影響している」と考えられる。「一定規模以上の改修工事」に分類した。ほかに「設計業務や工事の内容、金額等を尋ねた。」業務の内容 (複数) (21.1%)、



大規模修繕工事の金額は戸当たり平均 107.9 万円。大規模修繕の回数別で見ると 1 回目が最も高く 119.9 万円、2 回目は 109.0 万円、3 回目は 97.5 万円、4 回目は 100.7 万円、5 回目は 106.3 万円、6 回目は 136.6 万円、7 回目は 121.3 万円、8 回目は 130.5 万円、9 回目は 119.9 万円、10 回目は 107.9 万円。規模別では「20 戸未満」が 176.6 万円と最も高く、20 階以上の「20 階以上」が 121.1 万円と、僅差で「3 階」が続いた。

調査について REPCO が 2022 年度に公表を予定する「マンションリフォーム市場将来需要推計報告書」の準備調査として行われた。REPCO 会員のほかに一般社団法人マンション管理業協会にも協力を依頼し、専有部分・共用部分改修工事について尋ねた。共用部分改修工事には計 25 社が回答。回答工事件数は 451 件に上った。

「長期修繕計画の対象となるもので仮設足場の設置を伴う工事」を大規模修繕と定義している。

調査報告書は A4 判・77 ページ。定価税込み 4400 円で販売中。REPCO 会員は 2200 円。詳細はホームページで。(マンション管理新聞 1180 号)

編集後記

1面5ページ
EBの活用について、日常に支払いに際し、ID・パスワードを利用した支払い承認が可能になるため、EBを使用していない場合に発生する「書類の印刷・郵送・押印・返送等の業務が減り、業務の効率化が図れる」と指摘。

印鑑・通帳の不正使用による管理会社の不祥事の減少にもつながるとして、管理組合の資金決済方法に関して「金融機関のIT活用を推進するための周知が必要」だとした。(マンション管理新聞 1180 号)